

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告案 (概要)

本報告は、平成 28 年 6 月に改正されたオリパラ特措法に基づき、政府の取組状況について平成 28 年度を中心に取りまとめ。

第 1 章 はじめに

- オリパラ基本方針に基づき、組織委、東京都等関係機関と円滑な連携を図りつつ、取組を加速。その進捗状況についてオリパラ推進本部で報告及び公表。
- 推進本部の下に、関係閣僚会議や関係府省庁連絡会議を設置し、政府一体での取組を推進。また、東京都との緊密な連携を図るため、東京都との連絡協議会及び同幹事会を開催。

第 2 章 基本的な考え方とこれに基づく政府の取組の進捗状況

- 国は、東京都及び組織委の取組をバックアップする立場として、施策を実行。
- ラグビーワールドカップ 2019とも連携して準備。
- オープンな意思決定を実現するため、各種会議の議事概要と資料を原則公開。
- 政府が大会成功のために新たに講じる施策を「オリパラ関係予算」として公表。
- IOCは大会経費について一層の縮減が可能との見解であり、国としても、東京都と連携しつつ、経費縮減に向けた取組に協力。

第 3 章 大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況

- セキュリティ万全と安全安心の確保のため、セキュリティ対策の考え方等を取りまとめた「2020年東京大会に向けたセキュリティ基本戦略 (ver.1)」を決定。国際テロ情報収集体制の強化、サイバーセキュリティ対処調整センター（オリンピック・パラリンピック CSIRT：サイバーセキュリティに係る脅威・事案情報の

共有等を担う中核的組織)における情報共有・対処体制に関する基本的な方針の決定、実践的な防災訓練実施、感染症対策のための水際体制強化等の取組を推進。

- 円滑な輸送の実現や、経済活動等への影響を最小化するための検討、臨港道路南北線の建設等のインフラ整備、外国人受け入れ対策としての約500人のC I Q (税関・入国管理・検疫)職員増員等による出入国の円滑化、首都圏空港の機能強化、多言語対応強化、宿泊供給確保、外国人向け医療体制の整備等の取組を推進。
- 暑さ対策として、「東京2020に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」に基づく会場等の対策、情報発信、医療機関における外国人患者受入れ体制の整備、技術開発を実施。
- メダル獲得へ向けた競技力強化のため、トップ・次世代アスリートの戦略的な育成強化、ナショナルトレーニングセンター拡充棟の整備等を実施。アンチ・ドーピング対策の体制整備に向け、ドーピング検査の実効性の向上、教育・研究活動の充実・強化、組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与等に係る論点整理等を実施。新国立競技場の整備に向け、昨年12月に本体工事を開始。
- オリパラムーブメント等機運醸成のため、学校等でのオリパラ教育による人材育成、「Sport for Tomorrow」プログラムを通じた国際貢献、外国人観光客や障害者等への支援をする人々を全国に広げるための仕組の検討等を実施。

第4章 大会を通じた新しい日本の創造に向けて

- 被災地の復興・地域活性化に向け、野球・ソフトボールの福島県開催をIOC等に働きかけ、これを実現。聖火リレーの準備への参画、「復興ポータルサイト」による情報発信開始、ホストタウンの登録開始等の取組を実施。
- 日本の技術力発信に向け、水素エネルギーシステム、次世代都市交通システム等9つのプロジェクトを推進。日本初の燃料電池バスの営業路線導入の支援、先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会実現に向けた取組等を実施。オリパラ大会史上初のリサイクルメダルの実現に協力。
- 外国人旅行者の訪日促進のため、広域観光周遊ルートの新規設定、DMOの形成・育成等による地方へ誘客推進、外国人観光客

への道案内等を行う人々を育成・支援する全国的な仕組の検討を実施。

- 日本文化の魅力の発信のため、多言語・バリアフリー対応等を含む文化イベントの試行プロジェクトの実施、オールジャパンで統一感を持って全国展開する「beyond2020 プログラム」の認証開始、障害者が個性・才能を生かした芸術作品を世界に発信するための文化芸術活動等の取組を推進。
- 日本の食文化を発信するため、選手村等での日本食、国産食材の提供に向けた課題や方策等について関係省庁等で課題を共有、組織委員会において 持続可能性に配慮した食材調達基準（平成 29 年 3 月）を策定。
- スポーツ基本法が目指す スポーツ立国の実現に向けて、スポーツを「する」「みる」「ささえる」参画人口の拡大等のため、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源の創出等の取組を実施。
- 大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止に向け、地域・学校等におけるスポーツ活動を推進するとともに、受動喫煙対策について、「基本的な考え方の案」を公表。
- ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー実現に向けて、関係閣僚会議において、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を決定。
 - ①今後、障害者施策の検討・評価に障害当事者が参画し施策に反映、②全ての子供たちへの「心のバリアフリー」教育の実施、③街づくりのユニバーサルデザインに関する法律を含む諸制度の見直しに着手。具体的には、ホテルのバリアフリー化等を内容とした「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正、学習指導要領の改訂、接遇を行う業界の全国共通マニュアルの策定等の取組を実施。